

<給与ご担当者向け> 年末調整手続きの電子化について

弊社「Web年末調整申告サービス」におきましては、「生命保険料控除証明書」「地震保険料控除証明書」及び「**社会保険料控除**」「**小規模共済掛金(iDeCo)**」の電子的控除証明書のアップロードが可能となっております。年末調整手続きの電子化により、従業員様の申請負荷軽減ならびに給与ご担当者様の作業負荷軽減が見込めます。また、マイナンバーカードの交付率も年々上昇し78.0%(令和7年2月末時点)となっておりますので是非ご活用ください。マイナポータル(e-私書箱)を利用した「年末調整手続きの電子化について ~保険料控除証明書 電子申請編~」を準備しましたので、従業員様へのご案内にご利用ください。(掲示板などでの従業員様へのご案内等)

【従業員様のメリット】

電子申請前



① 保険会社から郵送された控除証明書を保管



② 証明書を紛失した場合、再発行依頼が必要



③ 控除証明書を確認しながら手入力



④ 入力ミスがあった場合、問合せ対応が発生



⑤ テレワークの場合、郵送や出勤等が必要



電子申請後



① 控除証明書をネットにてダウンロード、データ紛失時も再発行依頼は不要



② 自動入力・自動計算なので、入力ミス減少が期待できる



③ 他に提出物がなければ、台紙は出力されない(提出不要)

【給与担当者様のメリット】

- ① 「紙」の控除証明書が届かない等の理由による「後日提出」が減ることで、チェック作業が減ります。
- ② 「貼付台紙」の回収負荷が削減できます。
※控除証明書データ以外に「紙」の証明書がある場合は「貼付台紙」の回収は必要です。
- ③ 「紙」での保管がなくなり、「Web年調の電子帳票保存機能」が活用できます。
更に、台紙(紙)の保管スペースを削減できます。
- ④ 「控除証明書」の添付がない等の弊社からの問い合わせ対応が減ります。

【よくある質問】

Q. 誤ってpdfを取り込んだらどうなるか？

A. 拡張子が「.xml」でないファイルを取込ことはできません。(取込されません)

Q. 電子申請の対応範囲を教えてください。

A. 電子的控除証明書の「Web年末調整申告サービス」対応状況について対応しているものは以下の通りです。

対応済：「生命保険料控除」「地震保険料控除」

「社会保険料控除」「小規模共済掛金(iDeCo)」

※ 国民年金保険料を13月以上前納された場合、納めた年に全額控除する方法のみ対応しております。各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択される場合は、引き続き「紙」でのご提出をお願いします。

未対応：「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」

Q. 電子申請をしても台紙は出力されますか？

A. 全ての保険料について、電子申請を行った場合(電子申請のみの場合)、台紙は出力されませんが、一つでも控除証明書の添付が必要な場合、台紙は出力される為、台紙をご提出いただく必要があります。

Q. 紙の控除証明書と電子申請の併用は可能ですか？

A. 併用可能です。但し、紙の控除証明書と同一の保険電子申請は重複申請となりますのでどちらか一方の申請をお願いします。

以上